(設置)

第1条 小美玉市まちづくり組織条例(平成18年小美玉市条例第159号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、小美玉市まちづくり審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 審査会は、条例第4条に規定するまちづくり組織についての認定を行う。
- 2 審査会は、住民主体のまちづくり活動について、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) まちづくり組織の活動内容に関すること。
 - (2) 条例の見直しに関すること。
 - (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 審査会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員30人以内をもって組織する。
 - (1) まちづくり活動に従事する者
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 市議会議員
 - (4) 市の職員
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる者につき任命された委員の任期は、2年とする。ただし、 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項第3号及び第4号に掲げる委員が、その職を離れたときは、委員の職を失うものと する。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、前条第1項に掲げる委員のうちから委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議並 びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、市長公室市民協働課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成19年規則第19号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。